

特許権	判決年月日	平成31年4月25日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	平成30年(行ケ)第10061号		
○ 発明の名称を「安定な炭酸水素イオン含有薬液」とする発明についての特許に係る特許無効審判請求を不成立とした審決について、相違点の容易想到性の判断に誤りがあるととして、審決を取り消した事例				

(事件類型) 審決(無効不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 無効2017-800014号, 特許第5329420号

判 決 要 旨

- 1 本件は、原告が、被告らの特許について特許無効審判を請求したところ、特許庁が、原告主張の無効理由はいずれも理由がないとして、請求不成立審決をしたため、その取消しを求めた事案である。
- 2 本判決は、甲3(国際公開第2006/041409号公報)を主引例とする進歩性欠如の無効理由は理由がないとした本件審決の判断について、要旨次のとおり判断し、本件発明と甲3記載の発明(以下「引用発明」という。)との相違点の容易想到性の判断に誤りがあるととして、本件審決を取り消した。
 - (1) 本件審決は、本件発明と引用発明との以下の相違点に係る本件発明の構成を当業者が容易に想到することができたとはいえない旨判断した。
 - 【相違点1】 本件発明では、ナトリウムイオンはA液にもB液にも配合されているのに対し、引用発明では、第一単一溶液にしか配合されていない点。
 - 【相違点3】 本件発明では、「A液とB液を合した混合液において、……、少なくとも27時間にわたって不溶性微粒子や沈澱の形成が実質的に抑制される」ことが発明特定事項とされているのに対し、引用発明では、それに対応する発明特定事項がない点。
 - 【相違点4】 本件発明は「急性血液浄化用薬液」であるのに対し、引用発明は「医薬溶液」である点。
 - 【相違点6】 混合液中の無機リン濃度が、本件発明では4.0mg/dLであるのに対し、引用発明では3.72mg/dLであると算出される点。
 - 【相違点7】 混合液中のマグネシウムイオン濃度が、本件発明では1.0mEq/lであるのに対し、引用発明では1.2mEq/lであると算出される点。
 - 【相違点8】 混合液中の炭酸水素イオン濃度が、本件発明では32.0mEq/lであるのに対し、引用発明では30.0mEq/lであると算出される点。
 - (2) しかしながら、以下のとおり、前記(1)の相違点に係る本件発明の構成は、い

いずれも当業者が容易に想到することができたものと認められる。

ア 相違点 1

甲 3 の記載事項に照らすと、引用発明において、ナトリウムイオンを、通常のように、第一単一溶液及び第二単一溶液の両方に配合させる構成とすることは、当業者が適宜選択し得る設計的事項である。

イ 相違点 4

甲 3 の開示事項ないし記載事項に照らすと、「本発明」の実施例である引用発明の「医療溶液」は、急性腎不全に罹患している患者に適応し得るものと理解できる。したがって、甲 3 に接した当業者が、引用発明の「医療溶液」を「用時混合型急性血液浄化用薬液」にすることを試みる動機付けがある。

ウ 相違点 6

甲 3 には、①「本発明」の目的の 1 つは、滅菌されかつ沈殿物を含まず、保存及び使用の間に渡り良好な安定性を保証する「医療溶液」を提供することであること、②「本発明」の発明者らは、カルシウムイオン及びマグネシウムイオンは、特定の pH 範囲等の如き一定の条件下では、重炭酸塩と共に保持し得るものであり、一定の条件下では、リン酸塩とも一緒に保持することができ、特定の環境、濃度、pH 範囲及びパッケージングにおいて、滅菌の安定なリン酸塩含有医療溶液を提供できることを見出したこと、③「本発明」は、上記課題を解決するため、即時使用溶液が、「3.1～8.7mg/dL」の無機リン濃度のリン酸塩を含み、滅菌され、かつ 6.5～7.6 の pH を有するという構成を採用したこと、④本明細書で述べる現在好ましい実施形態への様々な変更及び修正は、「本発明」の精神及び範囲から逸脱することなく及びその付随する利点を減じることなく実施できることの開示又は記載がある。

そうすると、甲 3 に接した当業者が、滅菌の安定なリン酸塩含有医療溶液を得るために、引用発明の無機リン濃度を上記③の範囲内で調整することを試みる動機付けがある。

エ 相違点 7 及び 8

前記ウの開示事項ないし記載事項に照らすと、甲 3 に接した当業者は、引用発明における即時使用溶液の各成分のイオン濃度を最適なものに変更し得るものと理解する。

しかるところ、本件優先日当時、急性血液浄化のための血液濾過（透析）用に使用され得る、市販の透析液及び補充液において、マグネシウムイオン濃度を「1.0～1.5mEq/l」、炭酸水素イオン濃度を「30mEq/l」前後の範囲の中で調整することは、技術常識又は周知であったから、引用発明のマグネシウムイオン濃度及び炭酸水素イオン濃度を上記数値範囲の中で調整することは、当業者が適宜選択し得る設計的事項である。

オ 相違点 3

本件発明の特許請求の範囲（請求項 1）の記載及び本件明細書の記載を総合すると、相違点 3 に係る本件発明の構成は、本件発明の A 液及び B 液の成分組成及びそれらのイオン濃度を請求項 1 に記載されたものに特定することによって実現されるものと理解できる。したがって、相違点 3 に係る本件発明の構成は、引用発明において、相違点 1， 4， 6 ないし 8 に係る本件発明の構成とした場合に、自ずと備えるものである。